平成２７年（フ）第１８６号
栃木県さくら市城2033番地３　浅間アパート103、前住所栃木県矢板市木幡1169番地　グリーンパルＴＯＭＯ　Ｃ―202号
債務者　鈴木　泰子（旧姓見形）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９２号
栃木県鹿沼市万町915番地
債務者　小林ミチ子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５９号
東京都町田市山崎町1067番地
債務者　杉崎　哲二
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３５号
東京都八王子市戸吹町11番地４ラ・ファミ・ド八王子
債務者　晴山　眞二
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
熊本県水俣市桜ケ丘６　市営住宅18―２、住民票上の住所熊本県水俣市牧ノ内16番15号
債務者　篠原　清勝
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月27日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１８９号
栃木県宇都宮市五代３丁目17番２号　県営雀宮住宅２号棟12号室、前住所栃木県宇都宮市竹林町95番地８　カインドハウス119号室
債務者　髙嶋勢枝子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９７号
栃木県河内郡上三川町天神町17番地６
債務者　畑田亜里沙
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０号
熊本県八代市新町６番１号　305
債務者　榎本　竜也
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第３１号
熊本県八代市揚町34番地２　Ⅱ103
債務者　宇治原敏一
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第４５９１号
東京都足立区関原１丁目４―29
債務者　早川　守夫
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４５号
東京都豊島区池袋１丁目11―３　第２西山荘201
債務者　八木澤ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７０４号
東京都練馬区上石神井４丁目30―19―102
債務者　大野　次男
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０５号
東京都立川市砂川町５丁目31番地の14
債務者　横川　和幸
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
熊本県上天草市姫戸町姫浦3052番地８
債務者　井手口広洋
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月29日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２９８号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目３番12号　エバーグリーンハイツ203号
債務者　幸田　　稔
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部